|  |  |
| --- | --- |
| № | 保管する有害使用済機器の品目 |
|
| １ | ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。） |
| ２ | 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 |
| ３ | 電気洗濯機及び衣類乾燥機 |
| ４ | テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの |
| イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） |
| ロ ブラウン管式のもの |
| ５ | 電動ミシン |
| ６ | 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具 |
| ７ | 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 |
| ８ | ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 |
| ９ | 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 |
| 10 | フィルムカメラ |
| 11 | 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置 |
| 12 | ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第２号に掲げるものを除く。） |
| 13 | 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第１号に掲げるものを除く。） |
| 14 | 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第３号に掲げるものを除く。） |
| 15 | 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具 |
| 16 | ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具 |
| 17 | 電気マッサージ器 |
| 18 | ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 |
| 19 | 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 |
| 20 | 蛍光灯器具その他の電気照明器具 |
| 21 | 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 |
| 22 | 携帯電話端末、ＰＨＳ端末その他の無線通信機械器具 |
| 23 | ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。） |
| 24 | デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具 |
| 25 | デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具 |
| 26 | パーソナルコンピュータ |
| 27 | プリンターその他の印刷装置 |
| 28 | ディスプレイその他の表示装置 |
| 29 | 電子書籍端末 |
| 30 | 電子時計及び電気時計 |
| 31 | 電子楽器及び電気楽器 |
| 32 | ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 |

**取扱う機器の品目**